

浦情個審第 16 号

令和 2 年 3 月 24 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年 12 月 3 日付け浦み第 529 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 43 号

令和元年 8 月 30 日付けで審査請求人から提起された、令和元年 8 月 23 日付け浦み第 318 号で行った公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

別紙

諮問第 43 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年 8 月 23 日付け浦み第 318 号で、審査請求人に通知した公文書不開示決定処分は、結論において妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 8 月 9 日付けで、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「6 月及び 7 月に、〇〇〇〇丁目に居住する犬の飼い主から、市に対して、「〇〇〇〇〇〇（以下「特定緑地帯」という。）の奥側へ犬が通れる通路を設置する要求」等がなされたと承知しているが、その要求内容等を市が記録した文書（職員のノートに記載されたものを含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 不開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を「出入口設置にかかわる要求（〇〇〇〇丁目特定緑地帯）」（以下「本件対象公文書」という。）とし、条例第 7 条第 2 号に該当するとして「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由を付し、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和元年 8 月 23 日付け浦み第 318 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 8 月 30 日付けで、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項により、令和元年 12 月 3 日付け浦み第 529 号

で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による審査請求の理由

「個人が識別できる」ことを不開示の理由としているが、浦安市情報公開条例第8条の措置を行い、部分開示をすることは可能である。

(2) 審査請求書に関わる追加書類による審査請求の理由（追加）

浦安市（みどり公園課）は、令和元年7月上旬、浦安市〇〇〇〇丁目特定緑地帯（市有地）に於いて審査請求人が代表を務める〇〇〇〇団体（以下「特定団体」という。）が行っていた特定植栽区画の一部（計6か所）に、①白杭を打設し、②犬が特定緑地帯の奥へ行くための通路新設部分を使用禁止とし、③特定植物を廃棄した。これは、6月上旬に住民の一人が当該特定植物花壇の一部を撤去し特定植物の奥側への「犬の通路」を新設することを市に要求したことが発端であるのに、市は「特定緑地帯の維持管理業務上必要な出入口」との実態と全く乖離した回答を与え、住民の市に対する信頼を大きく損なっている。

そこで、8月9日に、審査請求人が「6月及び7月に、〇〇〇〇丁目に居住する犬の飼い主から、市に対して、「特定緑地帯の奥側へ犬が通れる通路を設置する要求」等がなされたと承知しているが、その要求内容等を市が記録した文書（職員のノートに記載されたものを含む）」の開示請求を行ったところ、市は8月23日付浦み第318号の不開示決定通知書を発し、次を理由とした。

「浦安市情報公開条例第7条第2号に該当

（理由）個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。」

この不開示通知書は、当該要求が存在していることを認めたものであり、これまでの隠蔽を市が耐えきれなくなったことを示している。

審査請求人が開示を求めているのは「当該要求の内容」であって、個人情報ではない。必要に応じて黒塗りとして部分開示をすることが適当である。

(3) 反論書における主張の要旨

① 令和元年11月11日付浦み第496号「弁明書」に記載されている「弁明の理由」は、浦安市公文書不開示決定通知書（令和元年8月23日付浦み第318号）に記載された理由を詳述したものに過ぎず、新たな論点はない。

② 令和元年8月8日付浦み第300号「浦安市公文書部分開示通知書」に添付されている公文書には、浦み第496号「弁明書」に記載されている不開示理由と同程度の情報が含まれているにも関わらず、部分開示されている。

開示された公文書（部分開示を含む）は、公開されたものであり、第三者が同じ公文書の開示を求めた時には、処分庁である市長は当然開示しなければならない。

③ 審査請求人は、審査会に於いて二つの原文書を比較確認して、浦み第328号の不開示決定の是非を審査することを求める。

(4) 意見陳述の要旨

① 開示を求める理由

住民間の意見の相違に端を発した問題に対し市の対応が異なっているところ、相手方の主張を明らかにして、審査請求人側の主張と対比し、市がそれぞれの主張を評価検討した過程は行政の判断の透明性の確保の観点からも明らかにされるべきである。相手方の個人情報を求めている訳ではない。

② 審査庁と処分庁

「浦安市公文書開示事務取扱要領」では、「所管課」が①「処分庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」と②「審査庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」を兼ねることを推認できる構成となっており、公正公平な事務が行われない虞を感じる。

③ 審査会開催までに要した期間

昨年8月30日の審査請求から、審査会開催初日の本年1月30日まで5カ月間もの時間を要している。これ程の時間を要することは、法の精神をないがしろにし、審査会制度に対する信頼を大きく損なうものである。

処分庁（所管課は、みどり公園課）が弁明書の提出に73日間を要したことが遅延の最大の根源である。浦安市公文書開示事務取扱要領第9の5(1)は「審査請求を受付けた時は、速やかに弁明書を作成しなければならない。」と規定しているが、弁明書作成までの73日は、「速やか」とは程遠

く、事務取扱規定違反である。昨年 10 月中旬には、審査請求人から、法務文書課の担当係長に弁明書の提出を指導する様に求めたが、それから弁明書の提出まで、約 1 ヶ月を要している。

④ その他

情報公開、審査請求等につき、市から十分な説明が与えられていない。

(5) 意見陳述の補足

処分庁が既に部分開示した文書には、審査請求人の住所を容易に特定することのできる記載があり、個人情報保護が不十分であるとともに、本件文書を個人情報に当たるとして不開示決定したことは不公平である。

第 4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、特定の個人に対し、市が対応した経緯を後日、時系列にまとめた内容が記載された文書である。

2 不開示の理由について

(1) 不開示とした部分について

本件対象公文書は、条例第 7 条第 2 号に該当するものとして、対象公文書の全てを不開示としたものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

本件対象公文書は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。

3 弁明の内容について

(1) 条例 8 条第 1 項の該当性について

条例 8 条第 1 項では、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない」と規定されている。

しかしながら、本件対象公文書は、特定の個人に関する対応経過が時系列に記録されており、その全部が個人情報に該当するものであるため、条例第

において時系列にまとめた内容を記載した文書であり、当該公文書全てが個人情報に当たるとして不開示決定としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件対象公文書は条例第7条第2号に該当するとして、令和元年8月23日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しと対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めており、実施機関は、本件処分を妥当としている。

本件開示請求は、「〇〇〇〇丁目に居住する犬の飼い主」と対象者の範囲を特定した上で公文書の開示を求めているところ、本件対象公文書の存否を明らかにするだけで条例第7条各号の不開示情報を開示することとなるとして、本来、条例第10条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否とすべきであったかについて

- (1) 実施機関の弁明（意見陳述に係る補足）によれば、本件開示請求は、市への要求をした主体が「〇〇〇〇丁目に居住する犬の飼い主」と記述されていることから、特定の個人を名指しした上で開示請求されたものではないと判断して本件処分を行ったと主張するが、当審査会が審査請求人及び実施機関に対し意見を聴取したところ、上記記述の対象者はおおよそ限定されており、実質的に特定の個人を名指しした内容の開示請求と判断できるものである。

よって、本件対象公文書の存否を答えることは、当該特定個人が市に対し要求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

- (2) 本件存否情報は、特定個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件開示請求に対し、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、本来、実施機関は、条例第10条により公文書の存在を明らかにしないで、開示請求を拒否（存否応答拒否）する旨の決定を行うべきであったと認められる。

- (3) しかしながら、既に実施機関は、本件処分において本件対象公文書が存在していることを前提とした決定をしており、審査請求人もその旨認識しているの

であるから、改めて本件処分を取り消して条例第 10 条を適用する意味はなく、不開示とした本件処分は結論において妥当であると言わざるを得ない。

3 本件処分以前の処分との関係について

審査請求人は、本件請求に先立って、浦み第 300 号「浦安市公文書部分開示通知書」において公文書の部分開示を受けており、それと同程度の情報が含まれる本件対象公文書についても、個人情報を除いた部分開示が可能であると主張する。他方、実施機関は、両文書取得の経緯の相違を指摘して、本件処分を妥当としている。

しかしながら、本件処分の当否は、もっぱら本件対象公文書に即して判断されるべく、他の公文書との類似を前提に判断すべきものではない。また、本件処分の判断において、先の処分に対する判断の当否を論ずるべきでもない。

4 審査会までに要した期間について

本件審査請求から審査会の開催までおよそ 5 か月が経過しているところ、とりわけ実施機関による弁明書の作成に 73 日間を要している。

「浦安市公文書開示事務取扱要領」第 9 の 5 (1)によると、「所管課は、審査請求を受け付けたときは、速やかに弁明書（別記第 4 号様式）を作成しなければならない。」とされている。弁明書作成に 73 日間を要したことは、本件処分の判断に影響を及ぼす著しい遅れとまでは言えないが、実施機関は、審査請求制度に対する信頼を損なうことのないよう、できるだけ速やかに弁明書の作成に努めるべきである。

5 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書につき、その全部を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした決定については、本来、本件対象公文書はその存否を答えるだけで開示することとなる情報に当たるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものではあったが、当該情報は同号に該当すると認められるので、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断する。

また、審査請求人のその余の主張については、本件処分の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので、ここでは言及しない。